

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、香川用水土地改良区から役員の
退任について次のとおり届出があった。

令和3年12月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	白川 晴司	観音寺市観音寺町甲3129番地11	令和3年11月19日